

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例等の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十六号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例等の一部を改

正する条例

(広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第一条 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成十六年広島
県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 知事等は、前項の規定により選定しようとするときは、あらかじめ、広島県指定管
理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

第十条中「第八条」を「第九条」に、「とする」を「と、第九条第一項中「附属機関
として」とあるのは「地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十四条の
規定により」と、同条第二項中「広島県局設置条例(昭和二十九年広島県条例第五十四
号)第二条の規定により置かれる局及び教育委員会」とあるのは「公営企業の管理者の
管理する公の施設」とする」に改め、同条を第十一条とする。

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(広島県指定管理者選定委員会)

第九条 知事等の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、附属機関と
して、広島県指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

一 指定管理者の候補者の選定に係る審査の項目及び方法に関する事項

二 第二条の規定により指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体から提
出された申請書及び同条各号に掲げる書面の審査に関する事項

三 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の候補者の選定に必要な事項

2 選定委員会は、広島県局設置条例(昭和二十九年広島県条例第五十四号)第二条の
規定により置かれる局及び教育委員会を単位とすることを基本として設置する部会で
構成する。

3 委員は、公の施設の管理に関し優れた識見を有する者のうちから、知事等が任命す
る。

4 委員の任期は、任命の日から第三条第一項の規定による指定管理者の指定の日まで

とする。

5 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事等が定める。

(広島県青少年健全育成条例の一部改正)

第二条 広島県青少年健全育成条例(昭和五十四年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

目次中「広島県青少年環境整備審議会」を「広島県青少年健全育成審議会」に改める。
第十五条中「この章以下」の下に「(第六章を除く。)」を加える。

第六章の章名を次のように改める。

第六章 広島県青少年健全育成審議会

第四十三条第一項中「その他青少年を取り巻く環境整備に関する事項」を削り、「広島県青少年環境整備審議会」を「広島県青少年健全育成審議会」に改め、同項に次の二号を加える。

四 青少年の健全な育成に関する総合的な施策の策定につき必要な事項

五 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関し必要な事項

第四十三条第二項中「前項各号」を「前項第一号から第三号まで」に改め、同条第三項中「第一項各号」を「第一項第一号から第三号まで」に改める。

第四十四条第一項中「十人以上」を「二十五人以上」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 審議会は、必要に応じ、その所掌事務について、部会を置くことができる。

7 審議会は、その議決により、部会の議決をもつて審議会の決定とすることができる。
(広島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第三条 広島県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十五年広島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項中「公営企業の管理者」の下に「(以下「管理者」という。)」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(広島県企業局水道事業評価委員会)

第四条の三 前条に定めるもののほか、管理者の諮問に応じ、工業用水道事業及び水道用水供給事業の評価について調査審議するため、広島県企業局水道事業評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員五人以内で組織する。

3 委員は、水道事業の評価に関し識見を有する者のうちから、管理者が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(その他の組織)

第四条の四 前二条に定めるもののほか、管理者は、公募型プロポーザル方式（契約の内容が専門的な知識又は技術が要求されるものについて、提案の内容及び公募により地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第一項第二号の規定による随意契約の相手方を選定する方式をいう。）による契約の相手方の選定に関する事項について調査審議する組織を置くことができる。

(広島県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第四条 広島県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年広島県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の二条を加える。

(広島県病院経営外部評価委員会)

第五条の二 前条に定めるもののほか、病院事業管理者の諮問に応じ、県立病院の経営に関する重要事項について調査審議するため、広島県病院経営外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員十人以内で組織する。

3 委員は、医療又は病院経営等に関し識見を有する者のうちから、病院事業管理者が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、病院事業管理者が別に定める。

(その他の組織)

第五条の三 前二条に定めるもののほか、病院事業管理者は、公募型プロポーザル方式（契約の内容が専門的な知識又は技術が要求されるものについて、提案の内容及び公募により地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第一項第二号の規定による随意契約の相手方を選定する方式をいう。）による契約の相手

方の選定に関する事項について調査審議する組織を置くことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
(広島県青少年問題協議会設置条例の廃止)
- 2 広島県青少年問題協議会設置条例(昭和二十八年広島県条例第五十一号)は、廃止する。